

KACHIEL税務アカデミー5月号

事業再構築補助金 徹底攻略



会社概要

名称	GOALグループ（行政書士法人GOAL・社労士法人GOAL・株式会社GOAL）
代表者	行政書士 石下貴大
行政書士番号	第08080849
所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-7マック銀座ビル402 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地1高木ビル301 〒320-0801 栃木県宇都宮市池上2-7石下ビル3階 〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-6-1アインストーン本町ビル403
TEL	03-5948-7116
FAX	03-5579-9906
URL	http://go-al.co.jp/
E - mail	info@go-al.co.jp
許認可手続	産業廃棄物 / 建設業 / 派遣業 / 職業紹介 / 宅建業 / 古物商 入管業務 / 運送業 / 障害福祉サービス
起業サポート	一般社団法人 / NPO法人 / 会社 / 創業融資サポート 助成金申請、就業規則作成 / 労働・社会保険の手続き クラウドシステム導入による業務の効率化 / 人事制度構築
市民法務手続き	遺言、相続、後見業務
その他サポート	補助金・助成金サポート

行政書士法人
GOAL × bellFace

最大450万円お得に!

IT導入補助金の申請ポイントを
30分でカンタン解説

オンライン開催! 9/16 WED 13:00 - 13:30

GOALグループ
代表
石下 貴大

ベルフェイス株式会社
セールスグループ
山岡 大介

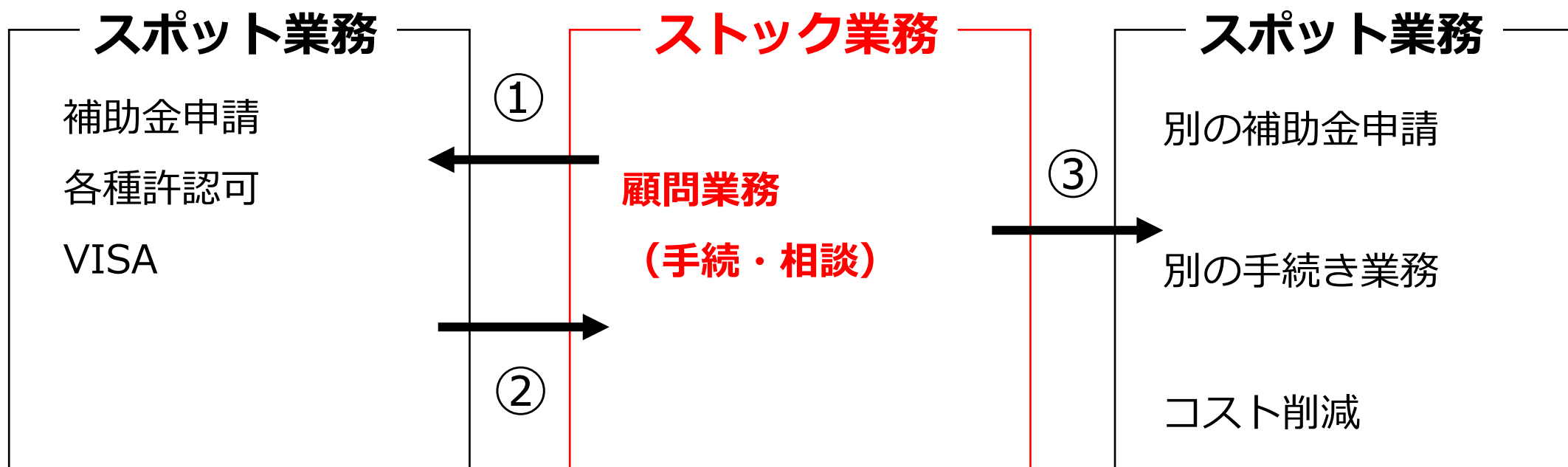
みんなの助成金

×

anew
クラウドファクタリング

新生銀行 **olta**

提案ストーリー・パターン



- ①ストック契約の前に、必ず何らかのスポット型サービスを組み込んで、先に信頼関係を作る
- ②スポットの依頼業務で獲得した貢献・信頼を、ストック型の長期継続へと繋げる
- ③ストック型の顧客に対して、今後の成長に貢献するスポット型サービスをプラス提案する

【ストック業務】を前提とした「スポット業務」の受託を徹底する

補助金・助成金は年間何種類出ているでしょう？

答えは・・・

3 0 0 0 種類

補助金を獲得するのが目的ではありません。

補助金・助成金の違い

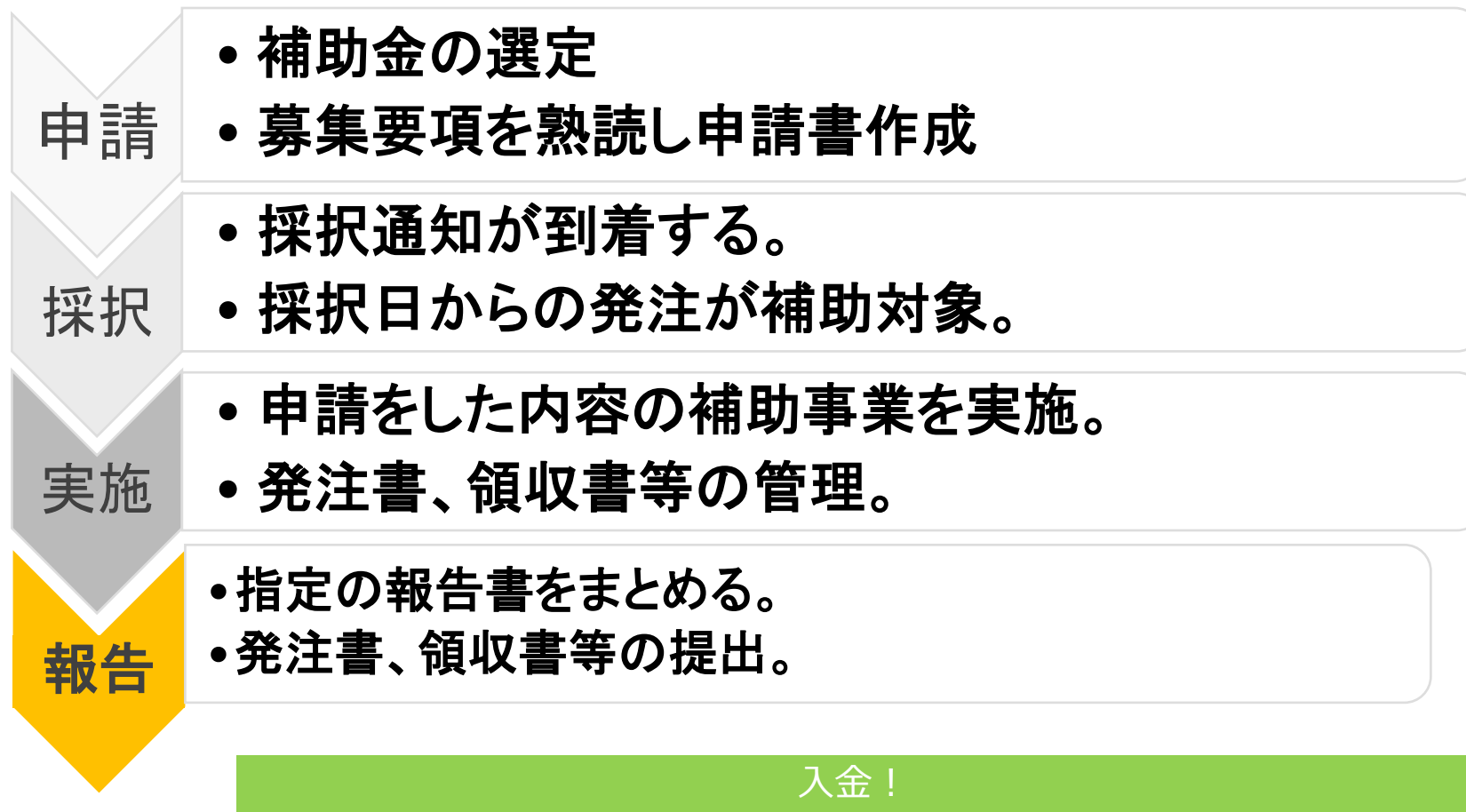
- 補助金と助成金って何が違うの？

	補助金	助成金
管轄	経済産業省など	厚生労働省
補助対象	事業内容 に対して補助	主に 雇用 に対して補助
お金の支給元	国や地方自治体、財団	国や地方自治体、財団
お金の支払時期	後払い	後払い
返済	不要	不要
受けるための条件	補助金を使う事業の必要性を書類でアピールする必要あり	資格要件を満たせばほぼ確実に受けられる

助成金の受給要件

- 就業規則を作成している
- 申請に必要な添付書類がそろっている
- 雇用保険に法定通り加入している
- 社会保険に法定通り加入している
- 社員を一人（アルバイト、パートを含む）を一人以上雇用している
- 過去半年以内に会社都合で解雇していない
- 時間外手当、残業代を支払っている

補助金取得の流れ



中小事業者に対する支援（補助金）

コロナの影響を受ける中小事業者向け補助金

- 3次補正予算案では、コロナの影響が長期化する中、中小事業者等の事業再構築を支援する事業再構築補助金や、感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換に向けた取組みを支援する中小企業生産性革命推進事業の特別枠を措置している。

事業再構築補助金 予算額：1兆1,485億円

	補助上限	補助率
中小企業（通常枠）	6,000万円	2/3
中小企業（卒業枠※1）	1億円	2/3
中堅企業（通常枠）	8,000万円	1/2 ※4,000万円 超は1/3
中堅企業 （グローバルV字回復枠※2）	1億円	1/2

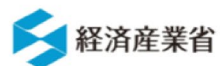
- ※1 計画期間内に中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
 ※2 グローバル展開により高い成長率の達成を目指す中堅企業向けの特別枠。

中小企業生産性革命推進事業 予算額：2,300億円

補助上限 補助率	通常枠	特別枠
ものづくり補助金 （設備導入等）	1,000万円 1/2（小規模2/3）	1,000万円 2/3
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円 2/3	100万円 3/4
IT導入補助金 （IT導入）	450万円 1/2	450万円 2/3

- 3次補正予算案に計上した事業再構築補助金や持続化補助金について、緊急事態宣言等による影響を受けたことを証明する事業者が申請をした場合は、審査において加点し、優先的に採択する。

こんな悩みありませんか？



事業再構築指針の手引き

令和3年3月17日
経済産業省 中小企業庁

事業再構築指針
全くわからない・・・

引用元：事業再構築指針の手引き



飲食業

喫茶店経営

→ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

→ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

飲食業

レストラン経営

→ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

小売業

ガソリン販売

→ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

→ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

製造業

航空機部品製造

→ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

半導体製造装置部品製造

→ 半導体製造装置の技術に応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

製造業

伝統工芸品製造

→ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

運輸業

タクシー事業

→ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

→ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

→ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

→ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

類型 & 要件イメージシート・類型自動判定エクセル

事業再構築 類型 & 要件イメージシート

記入例

類型イメージマトリクス

Q1. 従来の製品、商品・サービスは	製品、商品・サービス	
Q2. 新たな製品、商品・サービスは	A1. 従来の製品、商品・サービス	A2. 新たな製品、商品・サービス
Q3. 従来の市場は	市場渗透戦略	新製品開発戦略
Q4. 新たな市場は	A3. 従来の市場	A4. 新たな市場
Q5. 類型が、D) 業態転換で従来の業種が 製造業 の場合 従来の提供方法（ 現業態 ）は	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→
Q6. 類型が、D) 業態転換で新たな業種が 製造業 の場合 新たな提供方法（ 新業態 ）は	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→
Q7. 類型が、D) 業態転換で従来の業種が 製造業 の場合 従来の製造方法（ 現業態 ）は	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→
Q8. 類型が、D) 業態転換で新たな従来の業種が 製造業 の場合 新たな製造方法（ 新業態 ）は	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→	D) 業態転換(併製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5. 現業態→ A6. 新業態→

※以下、類型「D)業態転換」以外不要
※以下、類型「D)業態転換」以外不要
※以下、類型「D)業態転換」以外不要

※記入例は、あくまでもイメージです。B) 業態転換に該当しては、マトリクス後のブロックが全てはまるケースもあります。

要件イメージフローチャート

今回の記入例では、**B) 業態転換**の要件確認。

C) 業種転換

業種(大分類コード)が異なる、新たな**業種**へ進出する取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高と事業収益の両方**の取組みとなる予定である。

①過去にその製品・サービスの新規要件を満たす。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

要件を満たす

B) 業態転換

事業(中分類or小分類or再分類コード)が異なる、新たな**業態**へ進出する取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高の10%以上を占める**取組みとなる予定である。

①過去にその製品・サービスの新規要件を満たす。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

要件を満たす

A) 新分野展開

取組み分類(業種・事業)は同じだが**新たな製品・商品・サービス**へ進出する取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高の10%以上を占める**取組みとなる予定である。

①過去にその製品・サービスの新規要件を満たす。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

要件を満たす

D) 業態転換

取組み分類(業種・事業)は同じだが、**製造業**であれば**製品の製造方法**が提供方法変更する取組みである。併製造業であれば**製品・サービスの提供方法**が提供方法変更する取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高の10%以上を占める**取組みとなる予定である。

(a) 製造業か b. 併製造業かで分岐

①過去にその製品・サービスの新規要件を満たす。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

要件を満たす

今回の新たな取組みにおいて、会社法上の組織再編行為(①合併、②会社分割、③株式交換、④株式移転、⑤事業譲渡)等を行い、新たな事業形態のもとで、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う予定があれば、**F) 事業再編**となる。

Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

事業再構築 類型自動判定エクセルシート

Q01. 会社の年間売上高は	10,000,000	円である。	
Q02. 従来の取組みでメイン事業の年間売上高は	7,000,000	円である。	70.0%
Q03. 今回の新たな取組みの予定年間売上高は	10,000,000	円である。	90.0%
Q04. 今回の新たな取組みの投資額の総額は	30,000,000	円である。	23.2%

大分類コード	中分類コード	小分類コード	細分類コード	項目名
0000	0000	76	76C	日本料理店

【会社に於ける従来の取組み分類】
→入力/別シートの日本標準業態分類を参照

大分類コード	中分類コード	小分類コード	細分類コード	項目名
0000	0000	76	76C	焼肉店

【会社に於ける新しい取組み分類】
→入力/別シートの日本標準業態分類を参照

Q05. 従来の取り組んできた業種(大分類コード)は

Q06. 今回の新たな取組みの業種(大分類コード)は

Q07. 従来の取り組んできた中分類(コード)は

Q08. 今回の新たな取組みの中分類(コード)は

Q09. 従来の取り組んできた小分類(コード)は

Q10. 今回の新たな取組みの小分類(コード)は

Q11. 従来の取り組んできた細分類(コード)は

Q12. 今回の新たな取組みの細分類(コード)は

Q13. 従来の取り組んできた製品や商品サービスは

Q14. 今回の新たな取り組んできた製品や商品サービスは

Q15. 従来の製品や商品サービスの製造・提供方法は

Q16. 今回の製品や商品サービスの製造・提供方法は

Q17. 今回の新たな取組みは

Q18. 今回の新たな取組みは、会社法上の組織再編行為(①合併、②会社分割、③株式交換、④株式移転、⑤事業譲渡)等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う予定は、 無し 有ります。

※①合併とは、2つ以上の法人を統合すること。合併を行うことで、それぞれの法人の資産や負債などを統合し、1つの法人格となる。

※②会社分割とは、事業を切り離して別の会社に引き継ぐ手法のこと。会社分割には吸収分割と新設分割がある。

※③株式交換とは、完全子会社となる会社の発行済株式のすべてを完全親会社となる会社(株式会社または合同会社)に取得させる手法。株式交換後は、対象会社に対して100%の完全支配関係が生じる。

※④株式移転とは、会社が発行済株式の全てを、新しく設立する株式会社に取得させる会社法上の組織再編行為のこと。

※⑤事業譲渡とは、企業が運営している事業を対象に、範囲を指定してその事業を売却すること。そのための企業の経営権は保持したままとなる。

事業再構築の類型は 事業再編無し の 事業転換 です。

Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

【無料配布中】 詳しくは動画の概要欄をご確認ください

全体像

どのレベルの話？

事業再構築補助金の3つの要件

1:売上減少、2:事業再構築指針、3:認定支援機関の支援

2:事業再構築指針の「事業再構築」にあたるか

「事業再構築」にあたる5類型

- ①新分野展開、②事業転換、③業種転換
- ④業態転換、⑤事業再編

主要申請要件

- ① 申請前の直近6ヶ月の内、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ② 事業再構築指針に沿った新分野展開、事業・業種転換、業態転換、事業再編等を行う。
- ③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する。
 - ・事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。
 - 補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構わない。
 - ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5%)以上増加の達成。

補助対象経費の例

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費

* 補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

対象事業者	類型	補助額	補助率
中小企業	通常枠	100万円～6,000万円	2/3
	卒業枠	6,000万円～1億円	2/3
中堅企業	通常枠	100万円～8,000万円	1/2(4,000万円超1/3)
	グローバルV字回復枠	8,000万円～1億円	1/2

採択への
必須ポイント!!

事業再構築
ビジョン

1

実現可能な
数値計画

2

申請書の
書き方

3



申請できるのは？

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

中小企業の範囲

製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等も支援の対象です。

中堅企業の範囲

学校法人、社福、医療法人なども含む

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

2-1. 予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1485億円が計上されています。
- 補助金の公募は、1回ではなく、令和3年度にも複数回実施する予定です。

中小企業 通常枠： 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠： 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

採択予定が
55,000社
1.45兆円で割ると
約2,000万

中堅企業 通常枠： 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）

グローバルV字回復枠： 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③ グローバル展開を果たす事業であること。

2-2. 予算額、補助額、補助率（緊急事態宣言特別枠と通常枠の加点）

- 令和3年の緊急事態宣言により深刻な影響を受けた中小企業等については、「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、「通常枠」で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性があります。

緊急事態宣言特別枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P.2参照）を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者。

※要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

「特別枠」に申請されて、不採択となった事業者については、加点の上、通常枠で再審査いたします。
なお、上記の要件を満たす事業者で、「通常枠」のみに申請された場合でも、加点措置を行います。

※一般的なパート・アルバイトは従業員に含まれる

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。

4. 補助対象経費

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するものです。設備費のほか、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象です。

補助対象経費の例

【主要経費】

- 建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費、リース費

【関連経費】

- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- 研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

※関連経費だけでなく
主要経費とのバランスが求め
られる可能性が高い

補助対象外の経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

5. 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は公募要領に掲載予定です。事業化に向けた計画の妥当性、再構築の必要性、地域経済への貢献、イノベーションの促進などが審査項目となる可能性があります。

認定経営革新等支援機関とは https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

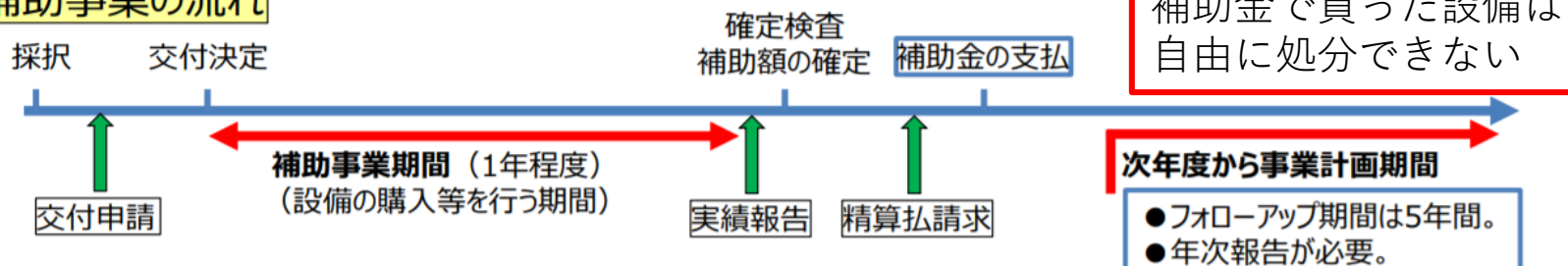


- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

6. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。 概算払制度を設ける予定ですが、補助金交付要綱等に基づき、用途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。 補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

補助事業の流れ



事業終了後のフォローアップ項目の例

- 事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認
 - ※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、補助金の一部返還を求める予定です。
 - ※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、補助金の一部返還を求める予定です。
- 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応
 - ※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

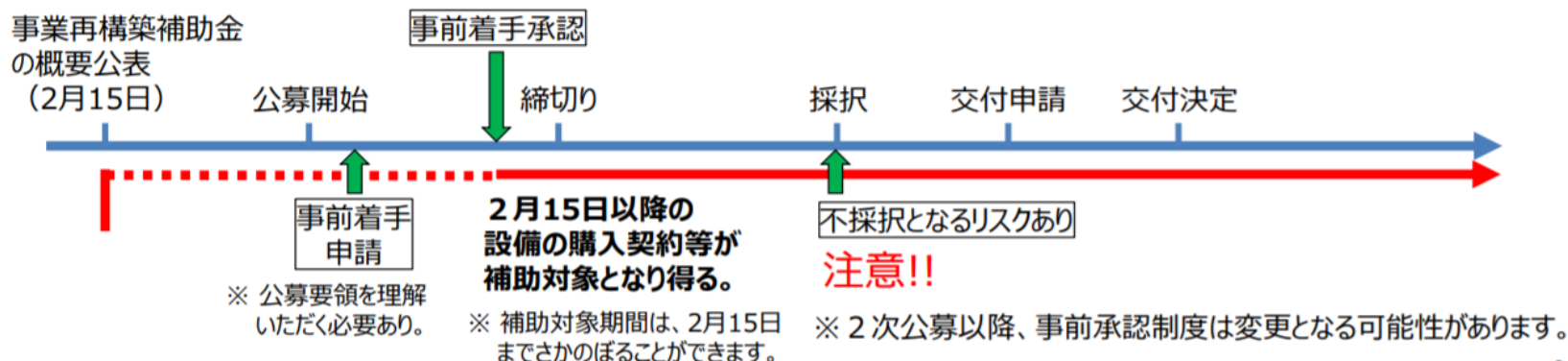
7. 事前着手承認制度

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

1. 通常の手続の流れ



2. 事前着手を実施する場合



事業再構築指針（全体像）

事業再構築指針というのは、**事業再構築補助金にエントリーするための基準**を定めたもの。

「事業再構築とは何なのか」について定め、申請できる事業を絞っているもの。

①新分野展開、②事業転換、③業種転換、④業態転換、⑤事業再編のいずれかに該当しないと、事業再構築補助金にエントリーができない（中小企業卒業枠・中堅企業グローバルV字回復枠は別）。

事業再構築指針

事業再構築の定義

① 新分野展開

…新たな製品等で新たな市場に進出する

② 事業転換

…主な「事業」を転換する

③ 業種転換

…主な「業種」を転換する

④ 業態転換

…製造方法等を転換する

⑤ 事業再編

…事業再編を通じて新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う

中小企業卒業枠

…資本金又は従業員を増やし、中小企業を卒業して、中堅企業・大企業に成長することを目指す

中堅企業グローバルV字回復枠

…中堅企業が、コロナで大きな影響を受けたが、海外展開をして、業績のV字回復を目指す

引用元：事業再構築指針の手引き

類型によって要件が変わってくる

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※ ₁	A~Dの要件に準じる
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※ ₁	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	○	○	○	○	※ ₁	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来のサービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※ ₂	
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		○
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		○

D) 業態転換の非製造業は※₁×3と※₂のいずれかを選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

類型判定 & 要件イメージ確認シート・類型自動判定エクセル

事業再構築 類型 & 要件イメージシート

記入例

類型イメージマトリクス

Q1.従来の製品、商品・サービスは	製品、商品・サービス	
Q2.新たな製品、商品・サービスは	A1.従来の製品、商品・サービス	A2.新たな製品、商品・サービス
Q3.従来の市場は	日本市場	海外
Q4.新たな市場は	市場渗透戦略	新製品開発戦略
Q5.類型が、D)業態転換で従来の業種が 製造業 の場合 従来の提供方法（現業態）は	D)業態転換(非製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5.現業態→	D)業態転換(非製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A5.現業態→
Q6.類型が、D)業態転換で新たな業種が 製造業 の場合 新たな提供方法（新業態）は	D)業態転換(製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A6.新業態→	D)業態転換(製造業)→提供方法の変更(10%以上構成) A6.新業態→
Q7.類型が、D)業態転換で従来の業種が 製造業 の場合 従来の製造方法（現業態）は	D)業態転換(非製造業)→製造方法の変更(10%以上構成) A7.現業態→	D)業態転換(非製造業)→製造方法の変更(10%以上構成) A7.現業態→
Q8.類型が、D)業態転換で新たな従来の業種が 製造業 の場合 新たな製造方法（新業態）は	D)業態転換(製造業)→製造方法の変更(10%以上構成) A8.新業態→	D)業態転換(製造業)→製造方法の変更(10%以上構成) A8.新業態→

※上記記入例は、あくまでもイメージです。B)業態転換に該当しては、マトリクス内のブロックが全てはまるケースもあります。

要件イメージフローチャート

今回の記入例では、B)業態転換の要件確認。

C) 業種転換

業種(大分類コード)が異なる、新たな**業種**へ進出する取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高と事業成長の両方**に取組みとなる予定である。

①過去にその製品を製造した実績がない商品・サービスを提供した**実績がない**。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

市場の新規性要件を満たす。
既存の商品、商品・サービスの**代替性が低い**。

C) 業種転換の要件を満たす

B) 事業転換

事業(中分類or小分類or再分類コード)が異なる、新たな**事業**へ進出する取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高の10%以上を占める**取組みとなる予定である。

①過去にその製品を製造した実績がない商品・サービスを提供した**実績がない**。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

市場の新規性要件を満たす。
既存の商品、商品・サービスの**代替性が低い**。

B) 事業転換の要件を満たす

A) 新分野展開

取組み分類(業種・事業)は同じだが、**製造業であれば製品の製造方法や提供方法を、非製造業であれば商品・サービスの提供方法を当該業態に変更する**取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高の10%以上を占める**取組みとなる予定である。
(a)製造業か b)非製造業かで分岐)

①過去にその製品を製造した実績がない商品・サービスを提供した**実績がない**。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

製造方法等の新規性要件
①過去に同じ方法で**製造していない設備がない**。
②新たな製造方法に関し**売上高が10%以上を占める**。
③**定量的に性能差の違いがない**。

A) 新分野展開の要件を満たす

D) 業態転換

取組み分類(業種・事業)は同じだが、**製造業であれば製品の製造方法や提供方法を、非製造業であれば商品・サービスの提供方法を当該業態に変更する**取組みである。

将来的には、この取組みが**売上高の10%以上を占める**取組みとなる予定である。
(a)製造業か b)非製造業かで分岐)

①過去にその製品を製造した実績がない商品・サービスを提供した**実績がない**。
②従来使用していた**主要な設備を変更する**。
③(計測できる場合は) **定量的に性能差の違い**を説明できる。

製造方法等の新規性要件
①過去に同じ方法で**製造していない設備がない**。
②新たな製造方法に関し**売上高が10%以上を占める**。
③**定量的に性能差の違いがない**。

D) 業態転換の要件を満たす

今回の新たな取組みにおいて、会社法上の組織再編行為(①合併、②会社分割、③株式交換、④株式移転、⑤事業譲渡)等を行い、新たな事業形態のもとで、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う予定があれば、**F) 事業再編**となる。

Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

事業再構築 類型自動判定エクセルシート

Q01. 会社の年間売上高は	10,000,000	円である。	
Q02. 従来の取組みでメイン事業の年間売上高は	7,000,000	円である。	70.0%
Q03. 今回の新たな取組みの予定年間売上高は	10,000,000	円である。	90.0%
Q04. 今回の新たな取組みの投資額の総額は	30,000,000	円である。	23.2%

【会社における従来の取組み分類】

大分類コード	中分類コード	小分類コード	細分類コード	項目名
0000	0000	76	76C	日本料理店

【会社における新しい取組み分類】

大分類コード	中分類コード	小分類コード	細分類コード	項目名
0000	0000	76	76C	焼肉店

Q05. 従来の取り組んできた業種(大分類コード)は

Q06. 今回の新たな取組みの業種(大分類コード)は

Q07. 従来の取り組んできた中分類(コード)は

Q08. 今回の新たな取組みの中分類(コード)は

Q09. 従来の取り組んできた小分類(コード)は

Q10. 今回の新たな取組みの小分類(コード)は

Q11. 従来の取り組んできた細分類(コード)は

Q12. 今回の新たな取組みの細分類(コード)は

Q13. 従来の取り組んできた製品や商品サービスは

Q14. 今回の新たな取り組んできた製品や商品サービスは

Q15. 従来の製品や商品サービスの製造・提供方法は

Q16. 今回の製品や商品サービスの製造・提供方法は

Q17. 今回の新たな取組みは

Q18. 今回の新たな取組みは、会社法上の組織再編行為(①合併、②会社分割、③株式交換、④株式移転、⑤事業譲渡)等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う予定は、 無し 有ります。

※①合併とは、2つ以上の法人を統合すること。合併を行うことで、それぞれの法人の資産や負債などを統合し、1つの法人格となる。

※②会社分割とは、事業を切り離して別の会社に引き継ぐ手法のこと。会社分割には吸収分割と新設分割がある。

※③株式交換とは、完全子会社となる会社の発行済株式のすべてを完全親会社となる会社(株式会社または合同会社)に取得させる手法。株式交換後には、対象会社に対して100%の完全支配関係が生じる。

※④株式移転とは、会社が発行済株式の全てを、新しく設立する株式会社を取得させる会社法上の組織再編行為のこと。

※⑤事業譲渡とは、企業が譲渡している事業を対象に、範囲を指定してその事業を売却すること。そのための企業の経営権は保持したままとなる。

事業再構築の類型は 事業再編無し の 事業転換 です。

Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

皆様には無料配布させていただきます

類型の全体像

新分野展開・事業転換・業種転換・業態転換（製造・非製造）の位置づけ

		製品、商品・サービス	
		従来の製品、商品・サービス	新たな製品、商品・サービス
市場	従来の市場	市場浸透戦略	新製品開発戦略
		D) 業態転換 (非製造業)	D) 業態転換 (非製造業) D) 業態転換 (製造業)
	新たな市場	新市場開発戦略	多角化戦略
			A) 新分野展開 B) 事業転換 C) 業種転換

※上記記入例はあくまでもモデルケースです。D) 業態転換に関しては、マトリクスの他のブロックがあてはまるケースもあり得ます。

各類型の概要（5つ）

①新分野展開

改めて「新分野展開」とは

「新分野展開」とは、
主たる業種or主たる事業を変更することなく、
新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出すること

**メインの業種・事業はそのまま
新商品を作り、新市場に進出すること**

用語

業種：大分類

業種は、日本標準産業分類の大分類のこと（例：E製造業、I卸売・小売業）

事業：中・小・細分類

事業は、日本標準産業分類の中・小・細分類のこと（細分類例：7621日本料理店、7625焼き肉店）

製品等：製品、商品もしくはサービス（自社の商品のこと）

製造等：製造又は提供（売上をたてるため自社商品を作ったり、提供したりすること）

~~新事業が
今後のメイン~~

新事業は
メインじゃない

新分野展開の位置づけ

		製品、商品・サービス	
		従来の製品、商品・サービス	新たな製品、商品・サービス
市場	従来の市場	市場浸透戦略	新製品開発戦略
		D) 業態転換 (非製造業)	D) 業態転換 (非製造業) D) 業態転換 (製造業)
	新たな市場	新市場開発戦略	多角化戦略
			A) 新分野展開 B) 事業転換 C) 業種転換

※上記記入例はあくまでもモデルケースです。D) 業態転換に関しては、マトリクスの他のブロックがあてはまるケースもあり得ます。

1.製品等の新規性要件

→新商品をつくる

2.市場の新規性要件

→新たな市場に進出する

3.売上高10%以上要件

→メイン事業は変わらないが、
ある程度売上の柱にする必要

要件1：製品等の新規性要件（3つ）

① 過去に製造等した実績がないこと

② 製造等に用いる主要な設備を変更すること

③ 定量的に性能又は効能が異なること

例：新製品の強度、耐久性、軽さ、速度、容量等

※製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る

①過去に製造等した実績がないこと

過去に製造実績・サービス提供実績がある商品じゃダメ！

あくまでも新商品が必要！（過去に実績なし）

※試作のみでこれまでに販売や売上実績がないケース・実証的に行ったことはあるものの継続的な売上には至っていないケースであって、更なる追加の改善等を通じて事業再構築を図る場合や、従来販売していた製品の改善を通じて事業再構築を図る場合は「過去に製造等した実績がない場合」に含まれます

~~過去にあった
商品~~

自社初の
商品

②製造等に用いる主要な設備を変更すること

主要な設備を変更して、新商品を作ることが必要！

既存設備で作れる商品じゃダメ！

※設備とは、装置、プログラム（データを含む。）、施設等

具体例

・製造業（航空機部品）の会社が新たに「医療機器部品」の製造をはじめ

○：医療機器部品用の生産設備と航空機部品用の生産設備は全く違うため、医療機器部品製造のために新規設備を導入する必要がある

×：今ある「航空機部品用の生産設備」を使って医療機器部品を作る

・ケーキ屋が新商品として「焼きプリン」を販売

○：今までケーキを焼いていた設備では「焼きプリン」を作れないため、新たな機械を導入する

×：今までケーキを焼いていたオーブンを使って「焼きプリン」を作る

×：今までケーキを焼くのに使っていたオーブンを「焼きプリン」を作るきっかけで高性能な物に変える

・ウィークリーマンション経営者がレンタルオフィスを始める

○：レンタルオフィス用に客室改装やオフィス機器の導入に投資が必要

×：単身用のウィークリーマンションのため、設備をそのままレンタルオフィスとして使える

③定量的に性能又は効能が異なること

新製品であることを示すため、**性能**や**効能**の違いが計測できるなら、**定量（数字）**で示す！

前提として、製品の性能・効能が**定量化できるものに限る。**

（※サービス業等、定量比較が難しい場合は、その旨を示す）

具体的な要素（例）

既存製品と比べて、新製品の方が、

- 「**強度**」が10%向上する
- 「**耐久性**」が厚み・硬さ・温熱面でそれぞれ11%向上する
- 「**軽さ**」が12グラム軽くなる
- 「**加工性**」（材料の硬さ・強さ・組成）が向上し、総加工時間が13時間減少
- 「**精度**」が向上し、許容値（±2.0%）に入る製品が14%増える
- 「**速度**」が15%向上する
- 「**容量**」が16%増加する

事業計画書に落とし込む

要件を満たしていることを「**事業計画書**」に示す必要がある

要件（43つ）

① 過去に製造等した実績がないこと

② 製造等に用いる主要な設備を変更すること

③ 定量的に性能又は効能が異なること

例：新製品の強度、耐久性、軽さ、速度、容量等

※製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る


- ×：過去に製造していた部品の再製造（①過去実績なし）
- ×：投資なしで商品を増やす（②主要設備を変更）
- ~~×：高性能の同種設備導入（②主要設備を変更）~~29日にこの条件は削除
- ×：既存設備を使って新商品作る（②主要設備を変更）
- ×：従来製品と性能の数値に差がない（③定量面が向上）
- ×：既存製品の製造量を増やすだけ（新規性なし）
- ×：既存製品に簡単な改変を加えただけの新製品（新規性なし）
- ×：既存製品の部品を組み合わせただけの新製品（新規性なし）

代替性が低いこと

既存製品等と新製品等の**代替性が低い**こと
(既存製品が新製品に「取って代わられない」こと)

つまり、**事業計画**では、

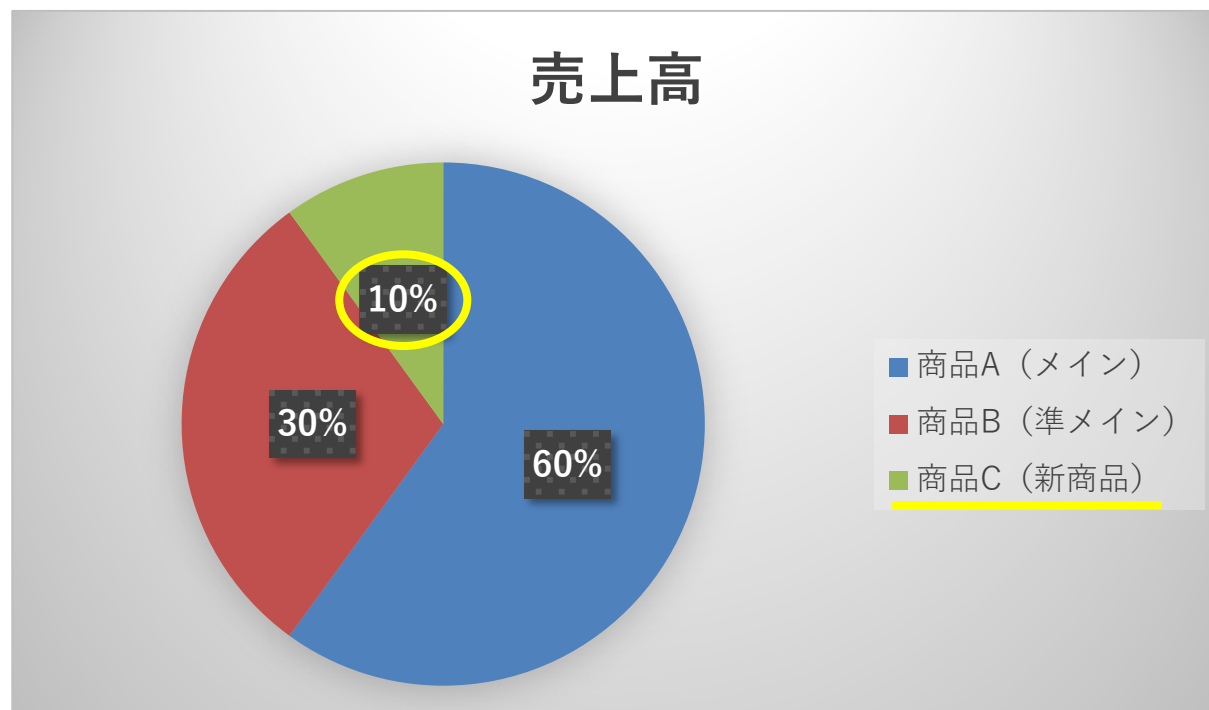
「新商品を販売しても、今ある商品の需要は減らず
(取って代わられず)、売上は新商品販売前と比べても
減らない。なんなら、相乗効果でトータルの売上がアッ
プする」という事を示す。

具体例としては、

日本料理屋が、新たにオンライン料理教室を始める。
オンライン料理教室をやったとしても、日本料理屋本体
の売上は変わらない (なんなら宣伝になるので相乗効果
が期待できる)。なので、「**市場の新規性**」あり。

要件3：売上高10%以上要件

事業転換・業種転換ではないので、新商品をメイン事業にする必要はないが、補助金を使う以上、**総売上の10%以上**は新商品の売上が必要（返還まではなし？）



※10%は最低条件なので、新商品の売上がより大きな割合になるのであれば**加点**要素となる。ただし、あまりに突飛な数字だと「実現可能性がない」として、加点どころか減点の可能性すらある。

3～5年の事業計画期間終了後、新商品が**総売上の10%以上**となる**事業計画**を策定する事が必要

新分野展開は、メインの業種・事業はそのまま
新商品を作り、新市場に進出すること

要件（3つ）

1. 製品等の新規性要件

- ① 過去に実績なし、② 主要な設備を変更、
③ 定量性アップ ※計測できる場合のみ

2. 市場の新規性要件

非代替性（新製品に取って代わられない）

3. 売上高10%以上要件（3～5年後）

②事業転換

②事業転換とは

「事業転換」とは、主たる**業種**を変更することなく、
主たる事業を変更すること。

例：日本料理屋が焼き肉屋に転換する（メイン事業とする）

~~全然違うことを
はじめる~~

近い事業を始め
主事業にする

事業転換の位置づけ

		製品、商品・サービス	
		従来の製品、商品・サービス	新たな製品、商品・サービス
市場	従来の市場	市場浸透戦略	新製品開発戦略
		D) 業態転換 (非製造業)	D) 業態転換 (非製造業) D) 業態転換 (製造業)
	新たな市場	新市場開発戦略	多角化戦略
			A) 新分野展開 B) 事業転換 C) 業種転換

※上記記入例はあくまでもモデルケースです。D) 業態転換に関しては、マトリクスの中の他のブロックがあてはまるケースもあり得ます。

事業転換の要件

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※1	A~Dの要件に準じる
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※1	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	○	○	○	○	※1	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来のサービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※2	
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		○
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		○

D) 業態転換の非製造業は※1×3と※2のいずれか選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

1. 製品等の新規性要件

- ① 過去に実績なし、② 主要な設備を変更、
③ 定量性アップ ※計測できる場合のみ

2. 市場の新規性要件

非代替性（新製品に取って代わられない）

3. 売上高「最大化」要件


3～5年後に新事業の売上が売上構成比No.1

代替性が低いこと

既存製品等と新製品等の**代替性が低い**こと
(既存製品が新製品に「取って代わられない」こと)

つまり、**事業計画**では、

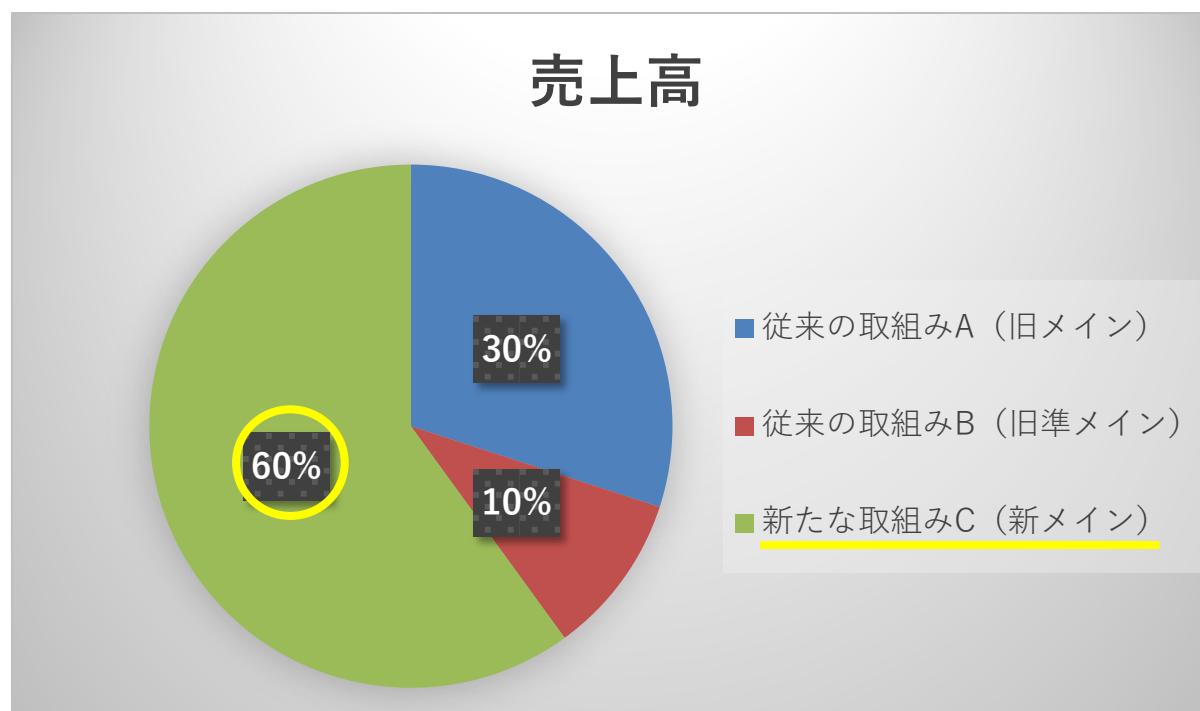
「新商品を販売しても、今ある商品の需要は減らず（取って代わられず）、売上は新商品販売前と比べても減らない。
なんなら、相乗効果でトータルの売上がアップする」という事を示す。

例えば、

大衆向けの沖縄料理店が、客単価1万円の焼肉店も始める場合、顧客ニーズは異なる。そのため、沖縄料理店の顧客を奪うことにはならず、売上減少は見込まれない。
なので、非代替性が認められ、**「市場の新規性」あり**。

要件3：売上高「最大化」要件

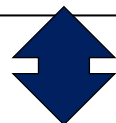
事業の転換といえるためには、新たな取組みをメイン事業にする必要があるため、**売上高構成比で最も高くなる**ことが要件



3～5年の事業計画期間終了後、**新事業**が**総売上**の中で**最大化する事業計画**が必要

「事業転換・業種転換」と「新分野展開」の売上要件の違い

事業転換・業種転換：新商品(事業・業種)をメインにする
→ 売上高構成比で**最も高くなる**ことが要件

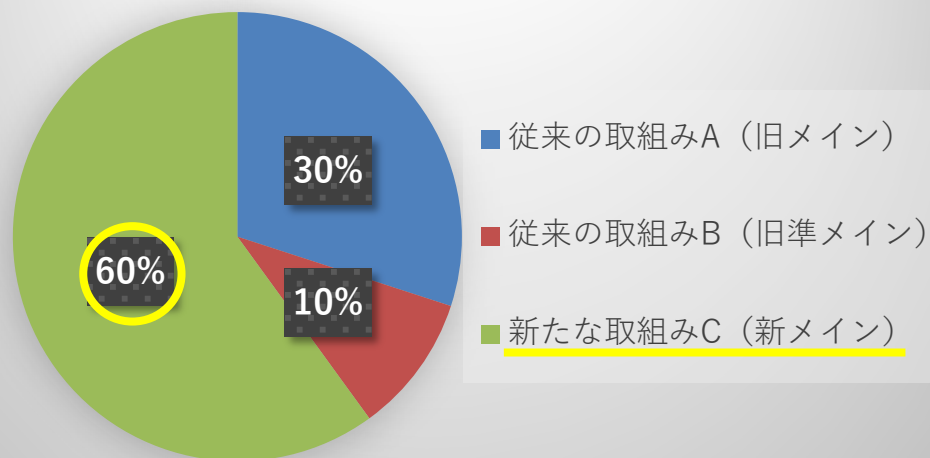


新分野展開：新商品をメインにはしない
→ 売上高構成比は**10%以上**でOK

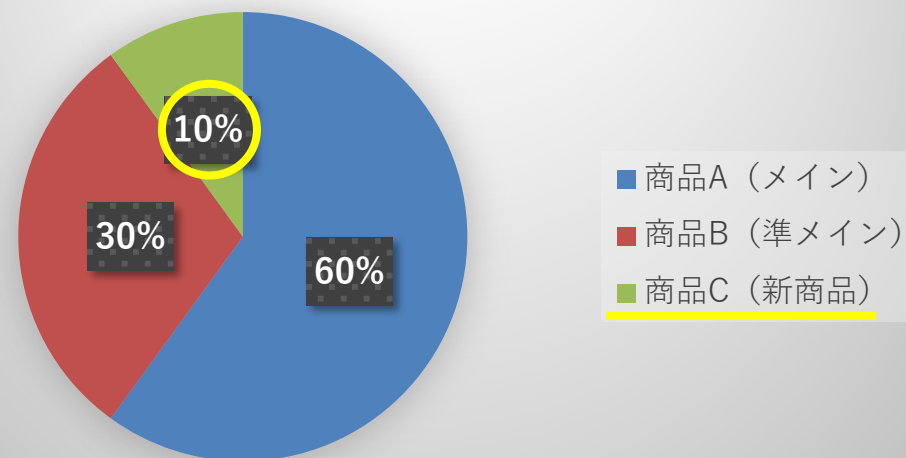
事業転換・業種転換

新分野展開

売上高



売上高



③業種転換

③業種転換とは

「業種転換」とは、**新商品**を作って、**メインを異業種に切りかえる**こと。

例：レンタカー事業者(物品賃貸業)が、コロナ対策に特化した貸し切りペンション(宿泊業)を始め、メイン事業とする

~~近い事業を始め
主事業にする~~

**全然違う事を
はじめる**

業種転換の位置づけ

		製品、商品・サービス	
		従来の製品、商品・サービス	新たな製品、商品・サービス
市場	従来の市場	市場浸透戦略	新製品開発戦略
		D) 業態転換 (非製造業)	D) 業態転換 (非製造業) D) 業態転換 (製造業)
	新たな市場	新市場開発戦略	多角化戦略
			A) 新分野展開 B) 事業転換 C) 業種転換

※上記記入例はあくまでもモデルケースです。D) 業態転換に関しては、マトリクスの中の他のブロックがあてはまるケースもあり得ます。

1. 製品等の新規性要件

- ① 過去に実績なし、② 主要な設備を変更、
③ 定量性アップ ※計測できる場合のみ

2. 市場の新規性要件

非代替性（新製品に取って代わられない）

3. 売上高「最大化」要件

3～5年後に新事業の売上が売上構成比No.1

1. 製品等の新規性要件（3つ）

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※ ₁	A~Dの要件に準じる
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※ ₁	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限り)	○	○	○	○	※ ₁	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来のサービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限り)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※ ₂	
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		○
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		○

D) 業態転換の非製造業は※₁×3と※₂のいずれか選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

標準産業分類

1.1. (参考) 日本標準産業分類とは

- 日本標準産業分類とは、「モノやサービスを生産又は提供するところ」を経済活動別に分類するためのものとして、総務省が本来は統計結果を表示するために定めている分類（統計基準）ですが、本指針においてはこの分類を利用しているものです。
- 大分類、中分類、小分類、細分類の4つのレベルに分かれており、事業再構築指針では、この分類を基に、新分野展開、事業転換、業種転換の定義や該当要件を定めています。

産業分類区分の例

※日本標準産業分類の詳細は、「総務省ホームページ 日本標準産業分類（外部サイトリンク）」をご参照ください。
総務省ホームページ 日本標準産業分類（外部サイトリンク）

大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業、林業	09 食料品製造業	...	2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業
...	...	241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
E 製造業	16 化学工業	...	2453 粉末や金製品製造業
...	...	244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	
G 情報通信業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	245 金属素形材製品製造業	
...	...	246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	
I 卸売業、小売業	24 金属製品製造業	...	2461 金属製品塗装業
...	...	248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
M 宿泊業、飲食サービス業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	...	2463 金属彫刻業
...

業種

事業

大分類が変わる

↓
「業種転換」

中・小・細分類

↓
が変わる

↓
「事業転換」

引用元：事業再構築指針の手引き

まとめ（業種転換における「製品等の新規性」）

業種転換における「製品等の新規性」要件(①過去実績なし、②主要な設備を変更、③定量性アップ※計測できる場合のみ)は、新分野展開や事業転換と比べると、要件を満たしやすい

（理由）

- ①全くの異業種なので、普通、過去に実績がないから
- ②全くの異業種なので、普通、主要設備は変更するから
- ③全くの異業種なので、そもそも定量比較が難しいから

ただし、「当たり前」と省略せず、**しっかりと事業計画書で説明するのがポイント。**
例えば、普通、競合他社が同じような異業種参入はしないが、しっかりと競合他社を分析し、「やっぱり参入していない」という分析結果を事業計画書にしっかりと書く。

- ×：過去に製造していた部品の再製造（①過去実績なし）
- ×：投資なしで商品を増やす（②主要設備を変更）
- ~~×：高性能の同種設備導入（②主要設備を変更）~~ 29日にこの条件は削除
- ×：既存設備を使って新商品作る（②主要設備を変更）
- ×：従来製品と性能の数値に差がない（③定量面が向上）
- ×：既存製品の製造量を増やすだけ（新規性なし）
- ×：既存製品に簡単な改変を加えただけの新製品（新規性なし）
- ×：既存製品の部品を組み合わせただけの新製品（新規性なし）

まとめ

業種転換は、新商品を作って、メインを異業種に切り替えること。

要件（3つ）

1. 製品等の新規性要件

- ① 過去に実績なし、② 主要な設備を変更、
- ③ 定量性アップ ※計測できる場合のみ

2. 市場の新規性要件

非代替性（新製品に取って代わられない）

3. 売上高「最大化」要件

3～5年後に新事業の売上構成がNo.1となる

④業態転換

業態転換とは

「業態転換」とは、製品や商品、サービスの
製造方法や提供方法を相当程度変更すること

「**製造業or非製造業**」で要件の違いがある

【製造業】

製造方法を新たにするだけでなく、
新たな方法で作られる**製品に新規性**も必要。
売上高は新事業で10%以上にしていく

【非製造業】

商品・サービスの提供方法を新たにする。
その上で、**新商品を作るor設備撤去等**が必要。
売上高は新事業で10%以上にしていく

「製造業」と「非製造業」で要件が変わってくる

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※ ₁	A~Dの要件に準じる
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※ ₁	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	○	○	○	○	※ ₁	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来サービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※ ₂	
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		○
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		○

D) 業態転換の非製造業は※₁×3と※₂のいずれかを選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

業態転換の要件（非製造業）

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※ ₁	A~Dの要件に準じる
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※ ₁	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	○	○	○	○	※ ₁	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来のサービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※ ₂	
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		○
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		○

選択

D) 業態転換の非製造業は※₁×3と※₂のいずれかを選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

1.製造方法の新規性

→作り方を変える必要

2.製品の新規性

→新たな方法で新商品を作る必要

3.売上高10%以上

→メイン事業とならずとも、ある程度売上の柱にする必要

1.提供方法の新規性

→提供方法を変える必要

2.商品等の新規性

→新商品を作る必要

or

設備撤去等

→既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの

3.売上高10%以上

→メイン事業とならずとも、ある程度売上の柱にする必要

②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること

主要な設備を変更して作ることが必要！

既存設備で作れる商品じゃダメ！

具体例

「○」事例

- ・健康器具の製造業者が、AI技術を利用して、製造工程の省人化をすすめる（新たな製造方法）。工程の合理化により、より付加価値が高い健康器具を提供する。
→「AI技術を活用した省人化のための製造設備」が新たに必要であり、そこに費用がかかるのであれば、「主要な設備を変更」したといえ、要件を満たす。

「×」事例

- ・衣料品販売店が、新たな設備投資を伴わず、既存のECサイトを用いて販売網を拡大する場合
→新規投資がなく、既存設備を使っての商品提供となっているため、「主要な設備を変更」したとはいえず、要件を満たさない。

③定量的に性能又は効能が異なること

新製品であることを示すため、**性能**や**効能**の違いが計測できるなら、**定量（数字）**で示す！

前提として、製品の性能・効能が**定量化できるものに限る。**

（※サービス業等、定量比較が難しい場合は、その旨を示す）

具体的な要素（例）

既存製品と比べて、新製品の方が、

- 「**強度**」が10%向上する
- 「**耐久性**」が厚み・硬さ・温熱面でそれぞれ11%向上する
- 「**軽さ**」が12グラム軽くなる
- 「**加工性**」（材料の硬さ・強さ・組成）が向上し、総加工時間が13時間減少
- 「**精度**」が向上し、許容値（ $\pm 2.0\%$ ）に入る製品が14%増える
- 「**速度**」が15%向上する
- 「**容量**」が16%増加する

事業計画書に落とし込む

要件を満たしていることを「**事業計画書**」に示す必要がある

要件（3つ）

① 過去に同じ方法で製造等した実績がないこと

② 新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること

③ 定量的に性能又は効能が異なること

例：新製品の強度、耐久性、軽さ、速度、容量等

※製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る

事業計画書に落とし込む

要件を満たしていることを「**事業計画書**」に示す必要がある

要件（3つ）

① 過去に同じ方法で製造等した実績がないこと

② 新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること

③ 定量的に性能又は効能が異なること

例：新製品の強度、耐久性、軽さ、速度、容量等

※製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る

3. 既存設備の撤去等（非製造業のみ・選択要件）

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※ ₁	A~Dの要件に準じる
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※ ₁	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	○	○	○	○	※ ₁	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来のサービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※ ₂	
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		○
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		○

D) 業態転換の非製造業は※₁×3と※₂のいずれか選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

3. 既存設備の撤去等 ※非製造業のみ・選択要件

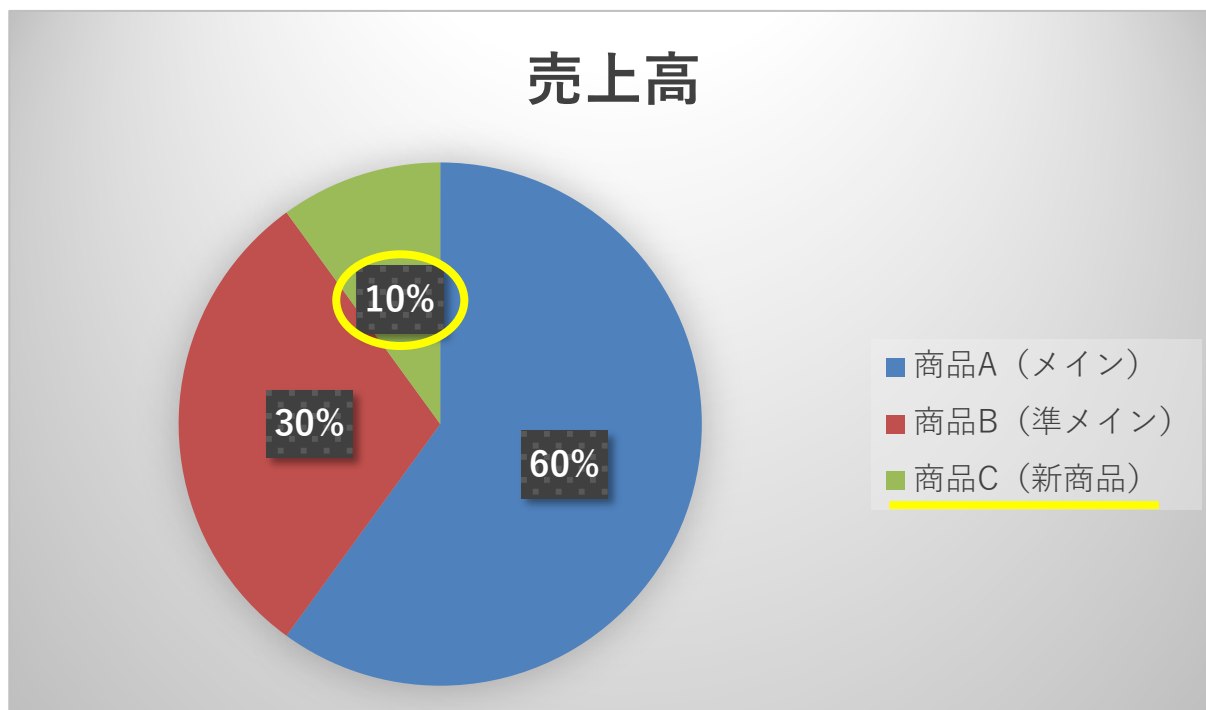
既存の設備の撤去・店舗の縮小等を伴うもの

- ・ 非製造業のみ（製造業では不要な要件）
- ・ 「商品等の新規性」要件と「既存設備の撤去等」要件のどちらかを満たせばOK

例：飲食店がテイクアウトを始めるため、客席スペースを縮小し（設備撤去）、入り口付近にテイクアウト用の出窓をつける

4. 売上高10%以上要件

新たな方法による新商品が、
売上高の10%以上となる必要がある。



※10%は最低条件なので、
新商品の売上がより大きな
割合になるのであれば**加点**
要素となる。ただし、あまり
に突飛な数字だと実現可
能性がないとして、加点ど
ころか減点の可能性すらあ
る。

3～5年の事業計画期間終了後、新商品が**総売上**
の10%以上となる**事業計画**を策定する事が必要

NG事例

- 既存の製造方法で、単に製造量を増やしただけ

例：服屋が、同じ形態の服屋を新規に出店する

- 既存の製造方法に、容易な改変を加えただけ

例：服屋が、既に行っているネット販売に、ポイント制を導入する

- 既存の製造方法を単に組み合わせただけ

例：服屋が、既に行っている行っているネット販売とサブスクリプション事業を組み合わせ、ネット・サブスク事業とする

- 設備撤去や新商品の提供もなく、新たな販売方法を始めただけ

例：飲食店が（設備撤去も、新商品の提供も無いまま）単にテイクアウトを始める

⑤事業再編

⑤事業再編とは

組織再編

(合併・分割・事業譲渡・
株式交換・株式移転)

+

- ①新分野展開
- ②事業転換
- ③業種転換
- ④業態転換

①新分野展開、②事業転換、③業種転換、④業態転換

それぞれの種類の要件は、全く同じ

ようは、「事業再編するの？しないの？」といった点が違うだけ

組織再編等の定義

組織再編行為等	概要	事業再構築を行う会社	事業再構築の該当性の判断	
			組織再編行為等を行う前の範囲	組織再編行為等を行った後の範囲
合併 (吸収合併)	合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの	合併後存続する会社	吸収合併後存続する会社と吸収合併後消滅する会社の合計	吸収合併後存続する会社
合併 (新設合併)	合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの	合併後新設される会社	吸収合併後消滅する会社の合計	吸収合併後新設される会社
会社分割 (吸収分割)	その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること	事業を引き継ぐ会社	事業を引き渡す会社の該当事業と事業を引き継ぐ会社の合計	事業を引き継ぐ会社
		事業を引き渡す会社	事業を引き渡す会社から引き渡す事業を除いたもの	事業を引き渡す会社
会社分割 (新設分割)	その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること	新設される会社	事業を引き渡す会社の該当する事業	新設される会社
		事業を引き渡す会社	事業を引き渡す会社から引き渡す事業を除いたもの	事業を引き渡す会社
株式交換	発行済株式の全部を他の会社に取得させること	親会社	親会社	親会社
		子会社	子会社	子会社
株式移転	発行済株式の全部を新たに設立する会社に取得させること	親会社	親会社	親会社
		子会社	子会社	子会社
事業譲渡	事業の全部又は重要な一部を譲渡すること等	事業譲渡先の会社	事業譲渡元の会社の譲渡する事業と事業譲渡先の会社の合計	事業譲渡先の会社
		事業譲渡元の会社	事業譲渡元の会社の譲渡する事業を除いた事業	事業譲渡元の会社

引用元：事業再構築指針の手引き

新分野展開・事業転換・業種転換・業態転換の要件に準じる

事業再構築の類型別要件対応表 全体マップ

要件名	概要	A)新分野展開	B)事業転換	C)業種転換	D)業態転換		E)事業再編
		全ての業種	全ての業種	全ての業種	製造業	非製造業	全ての業種
製品(商品・サービス)の新規性要件	①過去に製造(提供)した実績がないこと	○	○	○	○	※ ₁	
	②製造(提供)に用いる主要な設備を変更すること	○	○	○	○	※ ₁	
	③定量的に性能又は効能が異なること (製品や商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	○	○	○	○	※ ₁	
市場の新規性要件	従来の製品(従来の商品・従来のサービス)と新製品(新商品・新サービス)の代替性が低いこと	○	○	○	×		A~Dの要件に準じる
売上高10%要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(商品・サービス)又は新たな製造方法(提供方法)の売上高が総売上高の10%以上となること	○	×	×	○		
売上高構成比要件	3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品(新商品・新サービス)の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	×	○	○	×		
製造方法の新規性要件 (提供方法の新規性要件)	①過去に同じ方法で製造(提供)していた実績がないこと	×	×	×	○		
	②新たな製造方法(提供方法)に用いる主要な設備を変更すること	×	×	×	○		
	③定量的に性能又は効能が異なること (製造方法や提供方法の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)	×	×	×	○		
設備撤去等要件	既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの	×	×	×	×	※ ₂	○
組織再編要件	会社法上の組織再編行為(「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」)等を行うこと	×	×	×	×		
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	×	×	×	×		

D) 業態転換の非製造業は※₁×3と※₂のいずれかを選択
Copyright © みんなの助成金 2021 All Rights Reserved.

類型の判定方法

新分野展開・事業転換・業種転換・業態転換（製造・非製造）の位置づけ

		製品、商品・サービス	
		従来の製品、商品・サービス	新たな製品、商品・サービス
市場	従来の市場	市場浸透戦略	新製品開発戦略
		D) 業態転換 (非製造業)	D) 業態転換 (非製造業) D) 業態転換 (製造業)
	新たな市場	新市場開発戦略	多角化戦略
			A) 新分野展開 B) 事業転換 C) 業種転換

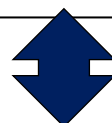
※上記記入例はあくまでもモデルケースです。D) 業態転換に関しては、マトリクス他のブロックがあてはまるケースもあり得ます。

※事業再編は「新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換」のいずれかにあてはめる

「事業転換・業種転換」と「新分野展開」の違い

事業転換・業種転換：新商品を **メイン事業にする**

→売上高構成比で**最も高くなる**ことが要件



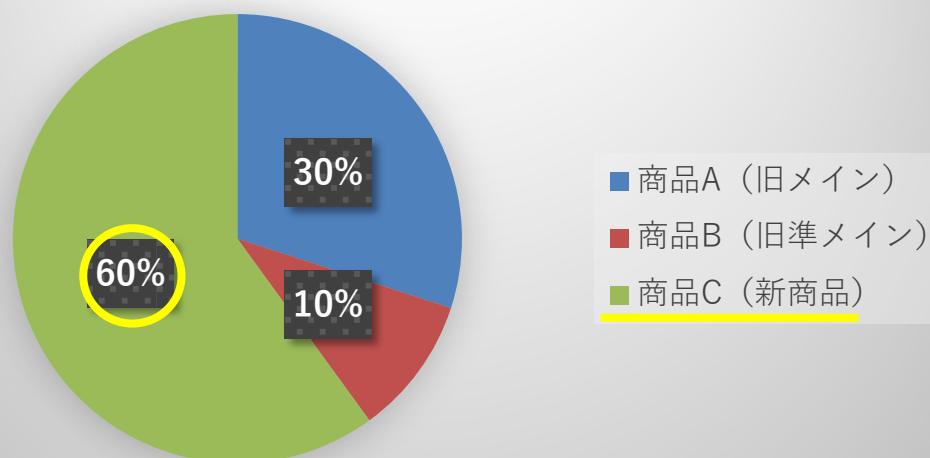
新分野展開：新商品を **メイン事業にはしない**

→売上高構成比は**10%以上**でOK

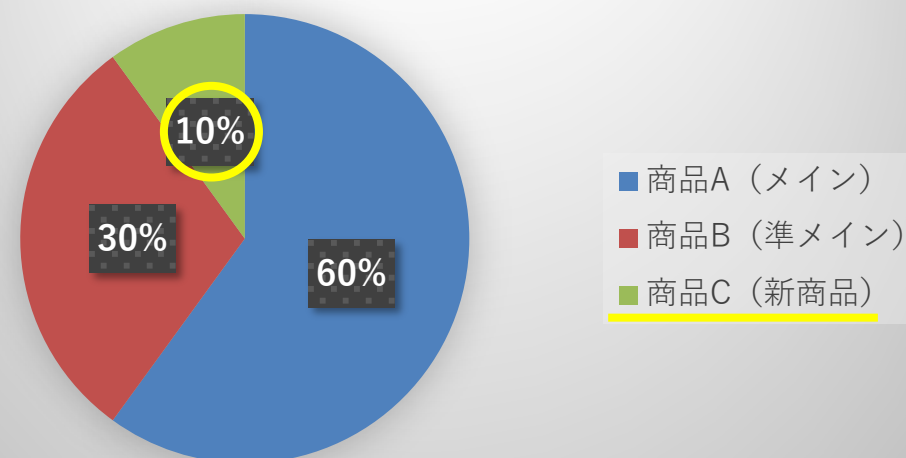
事業転換・業種転換

新分野展開

売上高



売上高



「業種転換」と「事業転換」の違い

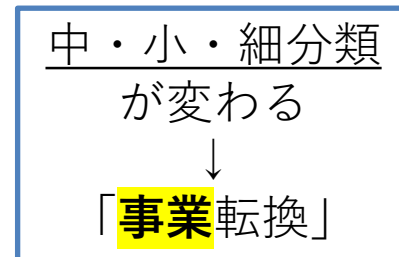
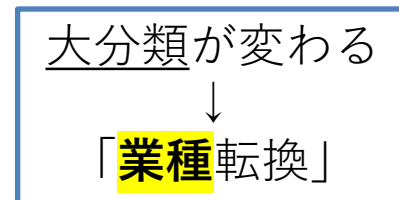
1.1. (参考) 日本標準産業分類とは

- 日本標準産業分類とは、「モノやサービスを生産又は提供するところ」を経済活動別に分類するためのものとして、総務省が本来は統計結果を表示するために定めている分類（統計基準）ですが、本指針においてはこの分類を利用しているものです。
- 大分類、中分類、小分類、細分類の4つのレベルに分かれており、事業再構築指針では、この分類を基に、新分野展開、事業転換、業種転換の定義や該当要件を定めています。

産業分類区分の例

※日本標準産業分類の詳細は、「総務省ホームページ 日本標準産業分類（外部サイトリンク）」をご参照ください。
[総務省ホームページ](#) [日本標準産業分類（外部サイトリンク）](#)

大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業、林業	09 食料品製造業	...	2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業
...	...	241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
E 製造業	16 化学工業	...	2453 粉末や金製品製造業
...	...	244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	
G 情報通信業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	245 金属素形材製品製造業	
...	...	246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	
I 卸売業、小売業	24 金属製品製造業	...	2461 金属製品塗装業
...	...	248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
M 宿泊業、飲食サービス業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	...	2463 金属彫刻業
...



業種



事業

引用元：事業再構築指針の手引き

営業時の注意

①いつでも申請できるわけではない

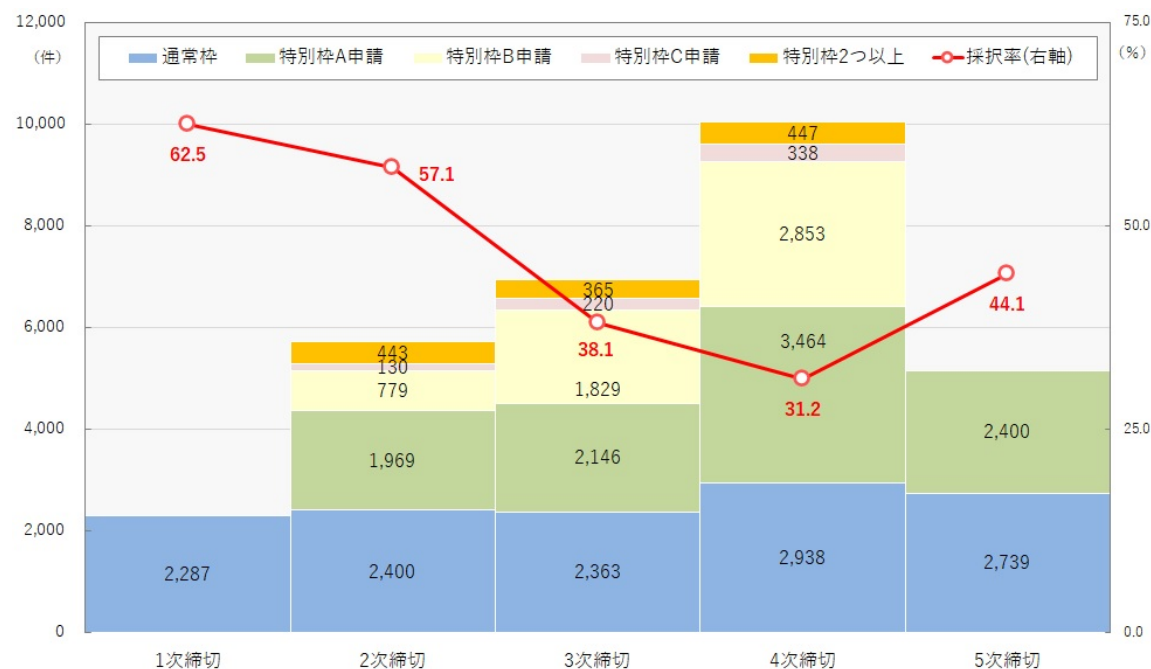
②補助金は**支払いが先**

③採択は100%でない。

→事業継続・推進が目的

④報告書までやってはじめて入金

⑤採択率は後半に行くほど悪くなる



補助金情報取得のポイント

補助金業務で最も大事なのはいかに**早く正確に情報を得るか**



- みんなの助成金 : <https://www.minnano-joseikin.com/professional>



必要な人が補助金を使い、
コロナに負けず、
日本経済を立て直してほしい